最終更新日：2015年6月15日

株式会社デジタルガレージ
代表取締役グループCEO　林　郁
問合せ先：03-6367-1111
証券コード：4819
http://www.garage.co.jp/ja/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ビジネスを通して株主・従業員・債権者・取引先・顧客・地域社会など様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会貢献に寄与するとともに企業価値の最大化を図るという使命を果たすことが、経営者の役割であると考えております。
コーポレート・ガバナンスはその実効性の担保であると考えており、経営の意思決定、業務の執行、業務の監督機能等の明確化が必須であると考えております。
また、今後も社会環境の変化や、法令等の施行・改定に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行なうとともに、様々なステークホルダーに対し、適正かつタイムリーな情報の開示に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
林 郁	6,760,100	14.31
(株)電通	3,300,000	6.99
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,812,700	3.84
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,574,500	3.33
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA／NV－BNY GCM CLIENT ACCT J P RD LMGC (常任代理人　シティバンク銀行(株))	1,521,400	3.22
TIS(株)	1,483,800	3.14
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524 (常任代理人　(株)みずほ銀行決済営業部)	1,427,000	3.02
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券(株))	1,026,100	2.17
シー エム ビー エル, エス エー リ. ミューチャル ファンド (常任代理人　(株)みずほ銀行決済営業部)	855,000	1.81
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 (常任代理人　香港上海銀行東京支店　カストディ業務部)	704,300	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

・大株主の状況において、JPモルガン・アセット・マネジメント(株)及びその共同保有者である下記の5社から、平成26年6月20日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年6月16日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

JPモルガン・アセット・マネジメント(株)　保有株券等の数：3,227,600(6.83%)
ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド　保有株券等の数：807,900(1.71%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(タイワン)リミテッド　保有株券等の数：73,400(0.16%)
JPモルガン証券(株)　保有株券等の数：10,100(0.02%)
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー　保有株券等の数：34,900(0.07%)
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション　保有株券等の数：169,500(0.36%)

・大株主の状況において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドから、平成26年7月4日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年6月30日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー　保有株券等の数：2,952,100株（6.25％）
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド　保有株券等の数：168,900株（0.36％）

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤原　謙次	他の会社の出身者											
大村　恵実	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原　謙次	○	(株)カカクコム取締役	同氏は、当社の取引先の出身ではありますが、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を客観的な立場から当社の経営に活かしていただくため選任しております。なお、同氏は当社の関連会社であります(株)カカクコムの社外取締役を兼任しております。当社と同社の間には営業取引関係があります。 当社と同氏の間に利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れが無いと判断されたことから、本人の同意を得た上で独立役員として指定しております。
大村　恵実	○	―――	同氏は、弁護士としての豊富な経験に加えて、国際機関でのグローバルな経験を有していることから、同氏の幅広い見識をグローバル化を進める当社の経営に活かしていただくため選任しております。なお、同氏と当社との間に取引関係はございません。 当社と同氏の間に利害関係はなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れが

			無いと判断されたことから、本人の同意を得た上で独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、半期に一度、定期的な会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。また、必要に応じて随時会合が行われる体制を有しております。
当社は、代表取締役の直轄組織として内部監査室（2名）を設置しており、当社及びグループ各社を監査する体制を整備しております。監査役会に対し、内部監査結果を定期的に報告し、緊密な連携を取っております。また、内部監査室と会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂井　眞	弁護士													
井上　準二	他の会社の出身者													
牧野　宏司	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂井　眞	○	―――	当社の取締役の経営判断に対して、弁護士としての豊富な経験を有しており、社外の独立した立場からの視点を監査に反映していただくため選任しております。同氏は取引上の利害関係がなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断されたことか

			ら、本人の同意を得た上で独立役員として指定しております。
井上　準二	○	―――	当社の取締役の経営判断に対して、豊富な海外ビジネス経験を有しており、同氏の経営者としての知見を活かして、当社ビジネスを高所に立って把握し、社外の独立した立場からの視点を監査に反映していただくため選任しております。同氏は取引上の利害関係がなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断されたことから、本人の同意を得た上で独立役員として指定しております。
牧野　宏司	○	―――	当社の取締役の経営判断に対して、公認会計士及びコンサルタントとしての会計的及び税務的知見と社外の独立した立場からの視点を監査に反映させていただくため選任しております。同氏は取引上の利害関係がなく、高い独立性を有しており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断されたことから、本人の同意を得た上で独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の藤原謙次氏は当社の取引先であり、当社の持分法適用関連会社である(株)カカクコムの取締役であります。(株)カカクコムは当社の社内カンパニーで広告・プロモーションを手掛けるディージー・アンド・アイベックスカンパニーの仕入れ先でございますが、その取引額は当社仕入れ全体の5%未満でございます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等については、平成21年９月29日開催の当社第14回定時株主総会において、年額5億円以内(うち社外取締役5千万円以内)とする旨、ご承認をいただきました。
その後、当社は、より中長期的な視点で業績の向上と企業価値の向上を図っていく観点から、取締役の報酬体系の見直しを行い、平成23年９月27日開催の当社第16回定時株主総会において、中長期インセンティブ報酬として株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)制度を導入し、当該株式報酬型ストック・オプションとして取締役(社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を含めて、上記年額5億円以内(うち社外取締役5千万円以内)とすることをご承認いただくとともに、平成25年９月26日開催の当社第18回定時株主総会においては、取締役(社外取締役を除く。)の報酬等と当社株価との連動性を高めつつ、取締役の報酬体系をより明確化する観点から、上記年額5億円以内(うち社外取締役5千万円以内)のうち、上記株式報酬型ストック・オプションとして取締役(社外取締役を除く。)に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額について、年額2億円を上限とすることについてご承認をいただいております。また、平成26年９月25日開催の当社第19回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対して、上記年額5億円以内(うち社外取締役5千万円以内)の範囲内で、通常型ストック・オプションを付与することをご承認いただいております。

具体的なストック・オプションの内容につきましては、有価証券報告書(http://www.garage.co.jp/ja/ir/library/data/)をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の社内取締役を付与対象者としている理由は、取締役の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めるためであります。
また、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を付与対象者としている理由は、当社の業績と当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めるためであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

役員報酬の内容
役員の年間報酬総額　217百万円
・このうち、取締役の報酬（社外取締役を除く）　184百万円（対象となる役員の員数：９名）
・このうち、監査役の報酬（社外監査役を除く）　18百万円（対象となる役員の員数：１名）
・このうち、社外役員の報酬　14百万円（対象員数：４名）

株主総会決議による報酬限度額は、取締役は賞与及び上記のストックオプションを含め、年額500百万円以内(うち、社外取締役50百万円以内)、監査役は賞与を含め年額100百万円以内(うち、社外監査役20百万円以内)であります。
また、平成26年６月期末現在の取締役（社外取締役を除く。）は８名、監査役（社外監査役を除く。）は１名、社外役員は５名であります。社外役員には無報酬の社外取締役が１名存在し、上記の取締役（社外取締役を除く。）の員数には、平成25年８月13日付で辞任した取締役１名が含まれており、社外役員の員数には、無報酬の社外取締役１名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

代表取締役が、取締役会より授権された裁定に基づき、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役についてのサポートは、コーポレートストラテジー本部が担当しております。具体的には、取締役会の開催通知、出欠の確認、議事録の回覧・捺印等の役割を担っております。また、社外取締役および社外監査役に対する情報伝達体制としては、取締役会での決議・報告を要する議事が上程される場合、事前に社外取締役および社外監査役に対し個別に要旨の説明がなされており、取締役会での意見交換および決議が可能となるような方法を講じております。また、その他の事項に関しましても、報告または相談が必要であると判断した場合は、面談を基本として、面談が不可能な場合には、電子メールまたは電話にて個別に報告・相談を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役設置会社制度を採用しており、監査役会が経営を監視しております。当社の監査役会は、高い専門的知識、豊富な知見を有する社外監査役を含めた監査役４名（うち、社外監査役３名）により構成され、経営監視体制として有効に機能していると判断されることから、監査役設置会社の形態を採用しております。また、豊富な経営経験及び幅広い見識を有する社外取締役２名を選任しております。各々の機能を有効に活用することにより、経営監視機能が強化されると考えております。

なお、当社の経営上の意思決定、執行および監督にかかる体制の概要は以下のとおりです。
取締役会
　当社の取締役会は取締役10名（うち、社外取締役２名）により構成されており、月１回の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の遂行を監督しております。また、社外取締役は豊富な経営経験及び幅広い見識を活かし、客観的な立場から経営を監視する機能を担っております。
経営会議
　当社は、常勤取締役による経営会議を毎週開催しております。これにより、日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化をはかり、企業価値の向上を目指しております。
監査役および監査役会
　当社の監査役は、常勤監査役１名と非常勤の社外監査役３名であり、取締役会をはじめ重要な会議に出席し意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう企画しております。また、監査役会は、定時取締役会後に開催され、必要に応じて監督内容につき意見書を提出しております。
会計監査人
　当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法及び会社法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。なお、当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名については以下のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名
　指定有限責任社員　業務執行社員　内藤　哲哉
　指定有限責任社員　業務執行社員　表 晃靖
　指定有限責任社員　業務執行社員　小島亘司

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社制度を採用しており、監査役会が経営を監視しております。当社の監査役会は、高い専門的知識、豊富な知見を有する社外監査役を含めた４名(うち、社外監査役３名)により構成され、経営監視体制として有効に機能していると判断されることから、監査役会設置会社の形態を採用しております。また、豊富な経営経験及び幅広い見識を有する社外取締役２名を選任しております。各々の機能を有効に活用することにより、経営監視機能が強化されると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、株主総会は9月開催となり、他社と集中しにくい日程になっております。
その他	議決権の円滑な行使を促進するため、招集通知の発送日に招集通知の電磁的ファイルを当社ホームページに掲載しております。 また、株主総会において、スライドを用い、わかり易い説明に向けての取り組みを行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に向けて、原則として年1回の個人投資家説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算説明会及び本決算説明会を行っております。内容に関しましては、代表取締役による決算報告及び今後の事業戦略に対するアナリスト・機関投資家向け説明会です。また、年4回四半期決算発表後、国内外の機関投資家訪問を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料について、開示後速やかに当社ホームページにおいて掲載しております。また、過去の開示資料を投資家向けページにライブラリとして掲載しております。 また、当社は、第2四半期決算説明会及び本決算説明会をアナリスト・機関投資家向けに開催しており、これらの説明会の資料を適時開示情報サービスに開示し、当社ホームページにも掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、コーポレートストラテジー本部にIR担当部署を内包しており、専任の担当者1名を置いております。また、同本部の管掌取締役はIR担当取締役であり、また、IR事務責任者であります。	
その他	当社は、決算発表等と併せ、代表取締役による投資家向けコメントを当社ホームページに掲載し、随時更新しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべての株主及び投資家の皆様を始めあらゆるステークスホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。 金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報開示を基本方針とします。 当社は、適時開示規則に該当しない情報につきましても、当社を理解していただくうえで、有用と判断した情報は、出来る限り積極的にかつタイムリーな情報開示に努めます。
その他	ステークホルダーへの情報発信の更なる充実のため、当社ホームページを大幅にリニューアルいたしました。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムと致しましては、取締役会におきまして、内部統制システム構築の基本方針を決議し、整備しております。当社の内部統制システムに関する基本的な考え方は、下記のとおりです。

イ. 職務執行の基本方針
当社は、次の経営理念を掲げ、グループ内のすべての役員（取締役、監査役またはこれらに準ずるもの）および従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのもの）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【経営理念】
私たちは、異なるフィールドにある事象をインターネットビジネスによって結びつけ、「コンテクスト（文脈）」によって新しいビジネスを創造することで、社会の発展に貢献します。

当社は、この経営理念の下、役員および従業員（以下「役職員」という）の一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるよう、適正な業務執行のための体制を整備しております。

ロ. 内部統制の基本方針
当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備いたします。

1. 当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役等および従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社の役職員ならびに当社子会社の取締役等および従業員は、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることを行動規範とし、当社の役職員および当社子会社の取締役等および従業員に適用される具体的な行動規範として「コンプライアンス・プログラム」を策定し業務の運営を行います。
また、当社は、事業持ち株会社として、その徹底を図るために、コーポレートストラテジー本部長がコンプライアンスの取組みを各事業部門および当社子会社を横断的に統括することとし、コーポレートストラテジー本部の担当者は、各事業部門および当社子会社と連携し当社の役職員および当社子会社の取締役および従業員の教育・啓発を行います。
当社取締役会は、各セグメント別に当社グループ内の各事業部門および事業会社を統括し、コーポレートストラテジー本部は、各セグメント別に各事業部門およびグループ各社のコンプライアンスの状況を監査または把握します。当社取締役および当社コーポレートストラテジー本部は、これらの活動について、定期的に当社取締役会および当社監査役会に報告します。
当社は、当社グループ内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、当社および当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項ならびにコンプライアンスの状況について、当社グループ各社の従業員がコンプライアンス委員会事務局または社外窓口である法律事務所に対して直接報告を行う手段とその報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するものとします。
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
当社の取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、当社の取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に適切に記録、保存し、かつ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、当社の取締役および監査役等が必要に応じて、これらの文章等を閲覧できる状態を維持するものとします。

3. 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社および当社子会社の役職員のコンプライアンス、情報セキュリティおよび災害等に係るリスクに対応するために、コーポレートストラテジー本部にて、規則・ガイドラインの整備を行います。また、コーポレートストラテジー本部が、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、当社および当社子会社において、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を実施し、リスク状況の監視およびその運用を行うものとします。また、新たに生じたリスクにおいては、当社取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとします。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会は、当社グループのすべての役職員が共有する目標を定め、各セグメントの担当取締役は、その目標の達成のために各事業部門の責任者およびセグメントの当社子会社の取締役と協同で、具体的な目標を設定し、各事業部門および当社子会社は、目標達成のための効率的な方法を定めるものとします。なお、当社取締役会は、定期的に進捗状況をレビューして、各セグメントの担当取締役を通じて各事業部門の責任者および各セグメントの当社子会社の取締役に対して助言を行うとともに、必要に応じて改善を促すことにより、当社グループとしての業務の効率化を実現するシステムを構築するものとします。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の各事業部門および当社子会社を事業セグメントにより分類し、各セグメントを担当する取締役を任命しております。セグメント担当の取締役は、当社取締役会あるいは経営会議において業務の効率化、各事業部門および当社子会社各社の法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するとともに、これを監視します。また、コーポレートストラテジー本部は、これらを横断的に推進し、定期的に進捗状況をレビューしその管理を行うものとします。なお、当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が事業内容の定期的な報告を受けるものとします。

6. 当社の監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項
当社の監査役は、コーポレートストラテジー本部の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、他の部署の従業員を兼務せず、その命令に関して、もっぱら監査役の指揮命令に従い、当社の取締役の指揮命令は受けないものとします。なお、必要に応じて、当社の監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、当社の取締役と当社の監査役が意見交換を行うものとします。

7. 当社の役職員および当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および従業員またはこれらの者から報告を受けた者（以下「役職員等」という）が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制ならびにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社は、当社の役職員および当社子会社の役職員等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項ならびにコンプライアンスの状況について、出来るだけすみやかに報告する体制を整備するものとします。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の取締役と当社の監査役との協議により決定します。
（2）当社は、前項の報告に伴い報告者が不利な取り扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社グループ内のすべての役員および従業員に

周知徹底します。

8. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役と当社の取締役は、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、定期的な意見交換会を設定するものとします。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築および運用を整備、推進します。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（1）当社の監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用または債務を処理することとします。
（2）当社監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のために顧問とすることを求めた場合、当社は、当社監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「コンプライアンス・プログラム」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを基本方針としております。
また、総務・人事部を反社会的勢力に係る対応統括部署とするとともに、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係の構築に努めております。
また、当社は不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力の情報の収集やセミナー等への参加を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

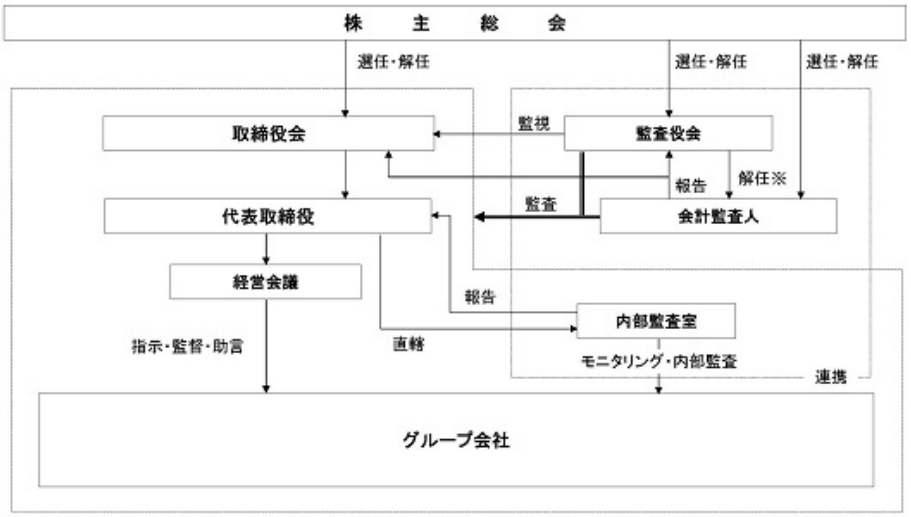
該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年９月25日に開催された株主総会において、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止するために、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続を決議しております。なお、その詳細に関しましては、当社ホームページ（http://www.garage.co.jp/ja/ir/）に掲載しておりますのでご確認ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

（参考資料）



※会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合

（適時開示体制の概要）

